

教育の機会均等や人材育成の観点から、意欲と能力のある学生等が進学等を断念することのないよう、安心して
できる環境を整備することが重要。このため、①無利子奨学金の貸与人員の増員や②真に困窮している奨学金返
還者に対する救済措置の充実を図るなど、大学等奨学金制度の改善充実を図る。

課題

(1) 奨学金の貸与人員及び運用

- 基準を満たしながら貸与できていない低所得世帯の学生が存在
- 日本人学生に対する海外留学へのインセンティブの付与
- 若者の学び直し支援

(2) 返還困難者への対応

- 返済能力がある者からはしっかりと返還を求める一方で、真に返還が困難な奨学金返還者に対するきめ細やかな対応が必要

平成26年度予算案

《貸与》

貸与人員の増員及び運用改善

- ① より低所得の世帯の学生等に無利子奨学金を重点的に配分
 - ・貸与基準の見直し(給与所得控除の引き下げ)等
※平成27年度採用者から見直し後の基準を適用
 - ・新規増1.2万人(被災世帯の学生分を含む)
- ② 海外留学のための奨学金制度の充実(無利子奨学金制度の拡大等)
- ③ 若者の学び直し支援のため、無利子奨学金の同学種間の再貸与制限を緩和

低所得世帯の学生等への
支援の充実

《返還》

真に困窮している返還者の救済

- ① 延滞金の賦課率の引下げ(現行10%→5%)
※平成26年4月以降に生じる延滞金から適用
- ② 返還猶予制度の年数制限の延長(現行5年→10年)
- ③ 返還猶予制度の柔軟な適用
 - ・適用基準の緩和(世帯構成人員に応じた柔軟な適用)
 - ・基準を満たした延滞者に対する適用

奨学金の返還の不安を払拭

【平成26年度予算案】

無利子奨学金事業

- 事業費:3,068億円(156億円増)
※ 有利子:8,677億円

- 貸与人員:45.2万人(2.6万人増)
うち新規増分1.2万人(うち復興特会分0.4万人)
※ 有利子:95.7万人

安心して奨学金の貸与を受け大学等に進学できる環境の整備

家計基準の見直しについて(イメージ図)

○より低所得の世帯の学生等に無利子奨学金を重点的に配分するため、(独)日本学生支援機構奨学金の家計基準を見直す(給与所得控除の引き下げ) ※平成27年度採用者から適用

